



資料 3

青少年保護育成条例について

県では条例を時代に合致したものとする目的として、5年を経過するごとに見直しを実施している。

(前回は令和3年度に見直しを実施)

本条例の見直しが令和8年度を予定していることから見直しの必要性など意見交換を実施する。

【参考 条例の附則より抜粋】

3 知事は、平成23年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

見直しの視点（神奈川条例の見直し要綱）

（条例の見直しの視点）

第6条 条例の見直しは、少なくとも次に掲げる視点に基づいて行うものとする。

（1）必要性

（当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか否か及び県が対応しなければならない課題であるか否かに関する視点をいう。）

（2）有効性

（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか否かに関する視点をいう。）

（3）効率性（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか否かに関する視点をいう。）

（4）基本方針適合性（当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか否かに関する視点をいう。）

（5）適法性（当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか否か並びに司法手続において違憲又は違法と判断される可能性があるか否かに関する視点をいう。）

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、

青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、
及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、

青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

青少年保護育成条例の主な改正概要

概要	制定時（昭和30年）	昭和	平成	令和
	概要	改正内容	改正内容	改正内容
	<ul style="list-style-type: none">■ 深夜外出の制限■ 有害興業の指定及び観覧の禁止■ 有害図書類の指定及び販売等の禁止■ 射幸心誘発行為の禁止■ 風営法による営業所内への立入禁止■ 質受け、買受けの禁止■ みだらな性行為、わいせつな行為の禁止■ 危険物の所持禁止■ 立入調査 等々	<ul style="list-style-type: none">■ 有害な広告物の変更・撤去■ 入れ墨の禁止■ 有害薬品類等の販売等の禁止■ みだらな性行為、わいせつな行為に罰則規定を設定	<ul style="list-style-type: none">■ 有害図書等にビデオテープ、CD-ROM等を追加■ 有害図書類等の自動販売機等への収納禁止■ テレクラに関して届出や営業禁止区域等を規定■ カラオケ、ネットカフェ等への深夜立入禁止■ 下着等の買受禁止■ 残虐性を有するゲームソフトの陳列場所の制限■ 出会い系喫茶の立入禁止■ 個室等営業施設の制限■ 携帯のフィルタリング設定、ネットの利用の制限・監督の努力義務規定■ 青少年指導員の位置づけ■ JKビジネス（有害役務提供営業）の規定	<ul style="list-style-type: none">■ 自画撮り（児童ポルノ提供）を求める行為の禁止■ 成人年齢18歳への引き下げによる成人擬制規定を削除

1 必要性

～現在でも必要な条例か～

神奈川県の青少年の人口

(I) 人口

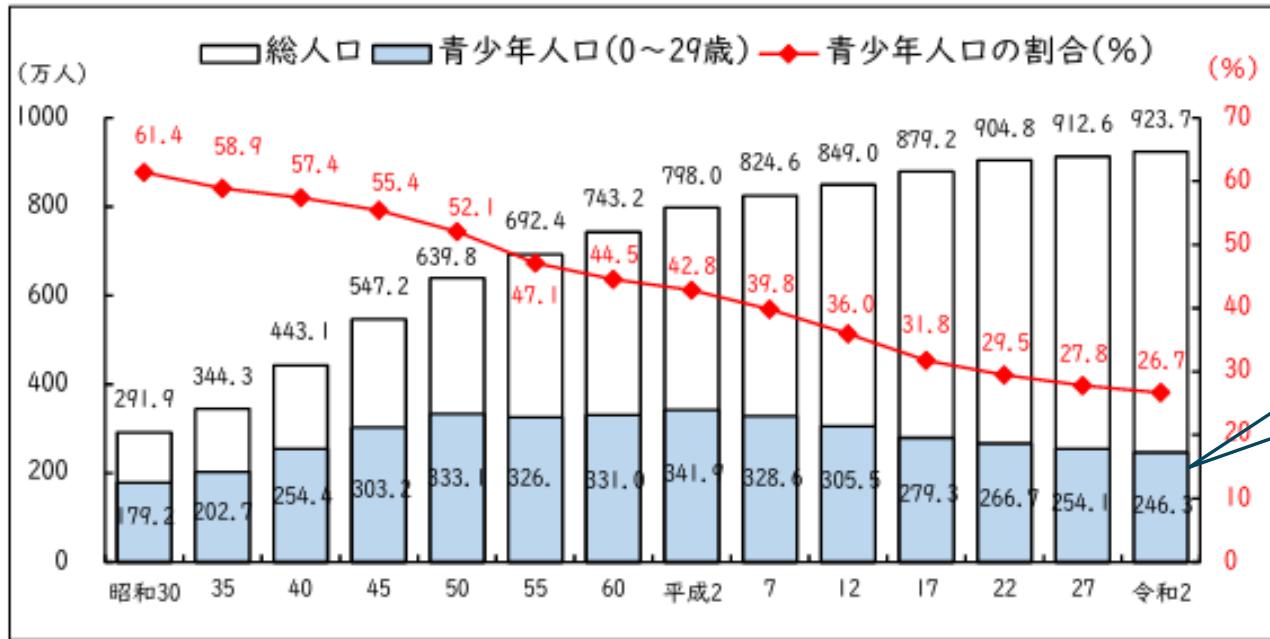
ア 全国と神奈川県の人口

総務省が毎年行っている「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の調査によると、令和5年1月1日時点の全国人口は125,416,877人（うち外国人2,993,839人）で、神奈川県の総人口は9,212,003人（うち外国人239,301人）でした。

イ 神奈川県の青少年人口の推移

総務省が5年ごとに行っている国勢調査によると、昭和30年には神奈川県の青少年（0～29歳）人口の割合が61.4%でしたが、以後減少を続けています。

<図 I-I-I 人口の推移（神奈川県）>

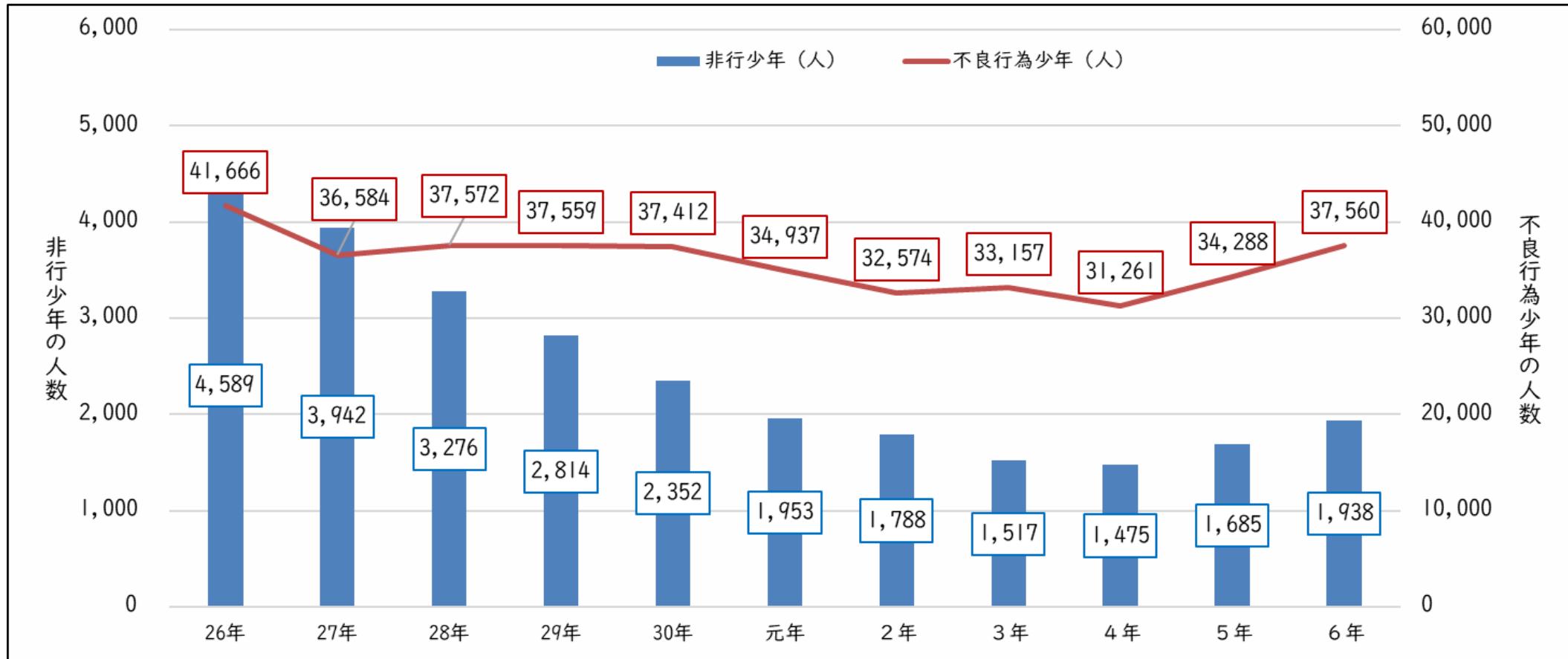


0歳～29歳の人口：約246万人

（うち18歳未満127万9,575人（R5時点））

出典：かながわの青少年2024
神奈川県青少年白書（令和6年度版）

神奈川県の非行少年等の検挙・補導状況



※ 非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

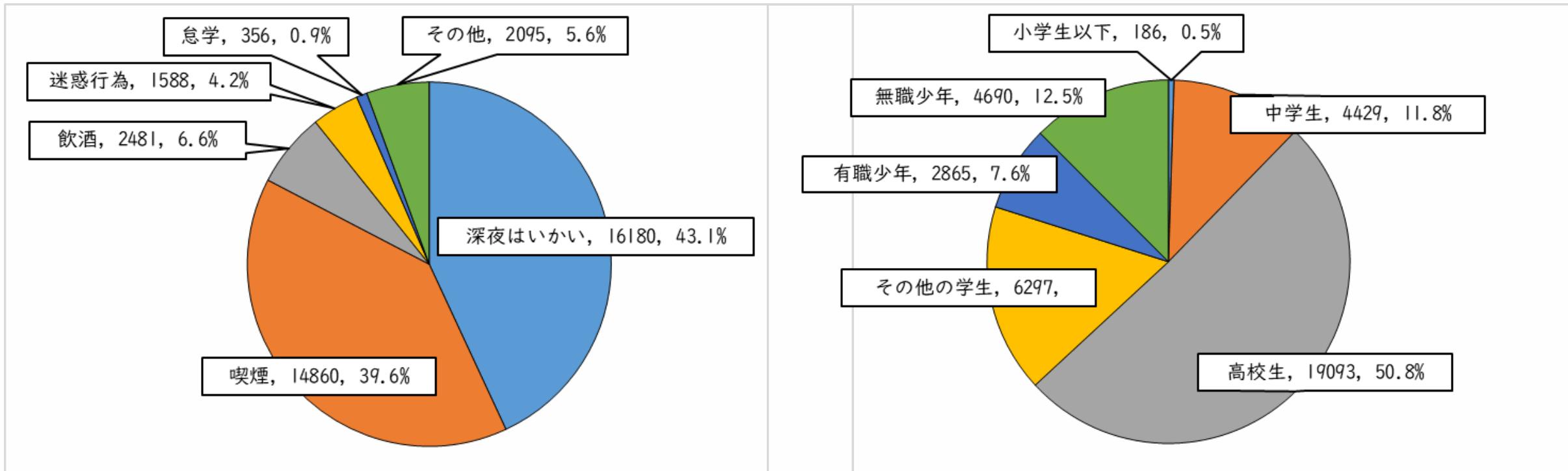
ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
(18歳、19歳は除く)

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：少年非行の概要（令和6年中）より青少年課作成

神奈川県の不良行為少年の状況

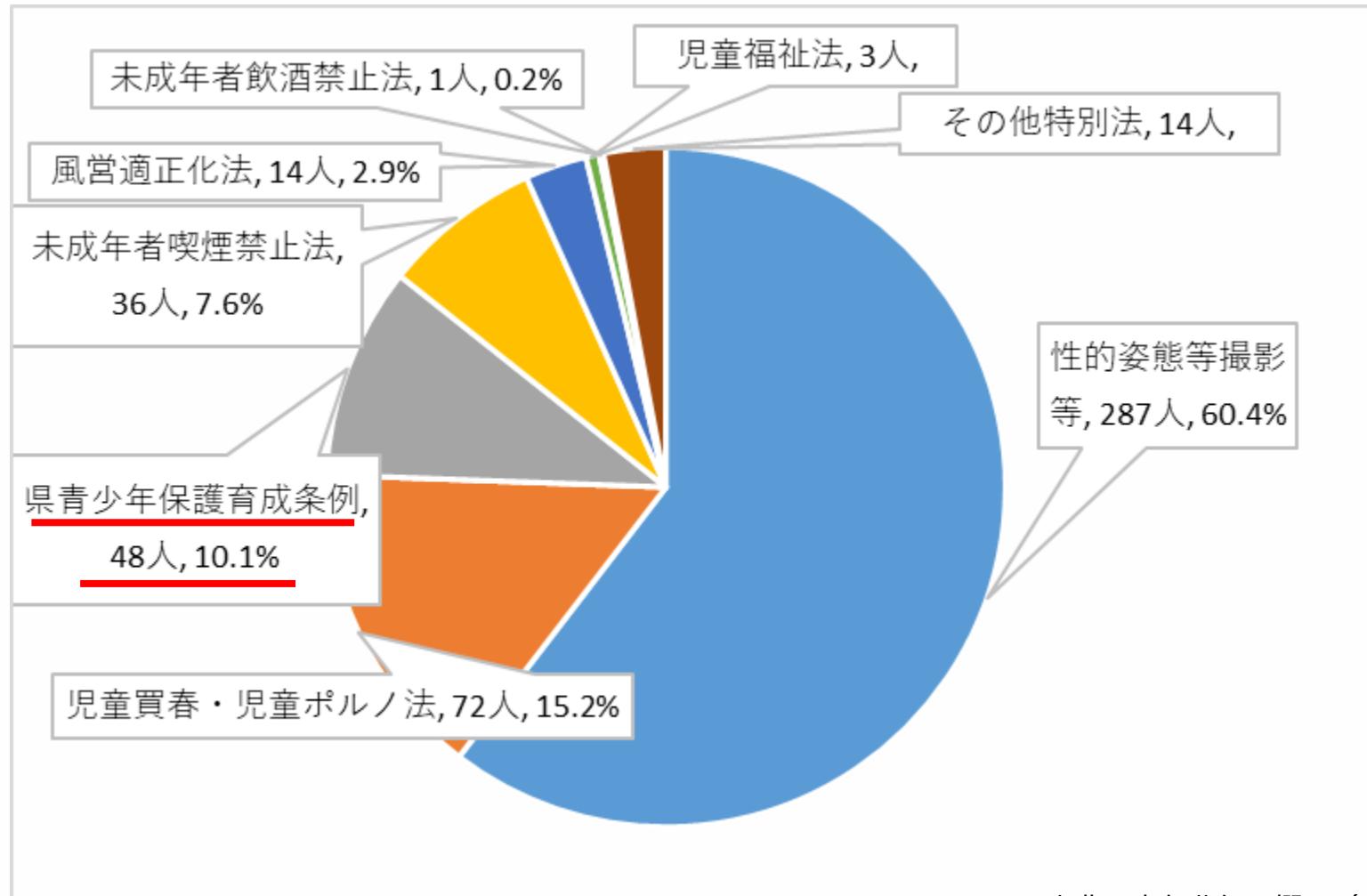
令和6年中における不良行為少年の状況（神奈川県）



出典：少年非行の概要（令和6年中）より青少年課作成

神奈川県の福祉犯による被害少年の法令別状況

令和6年中における福祉犯による被害少年（計475人）の法令別状況

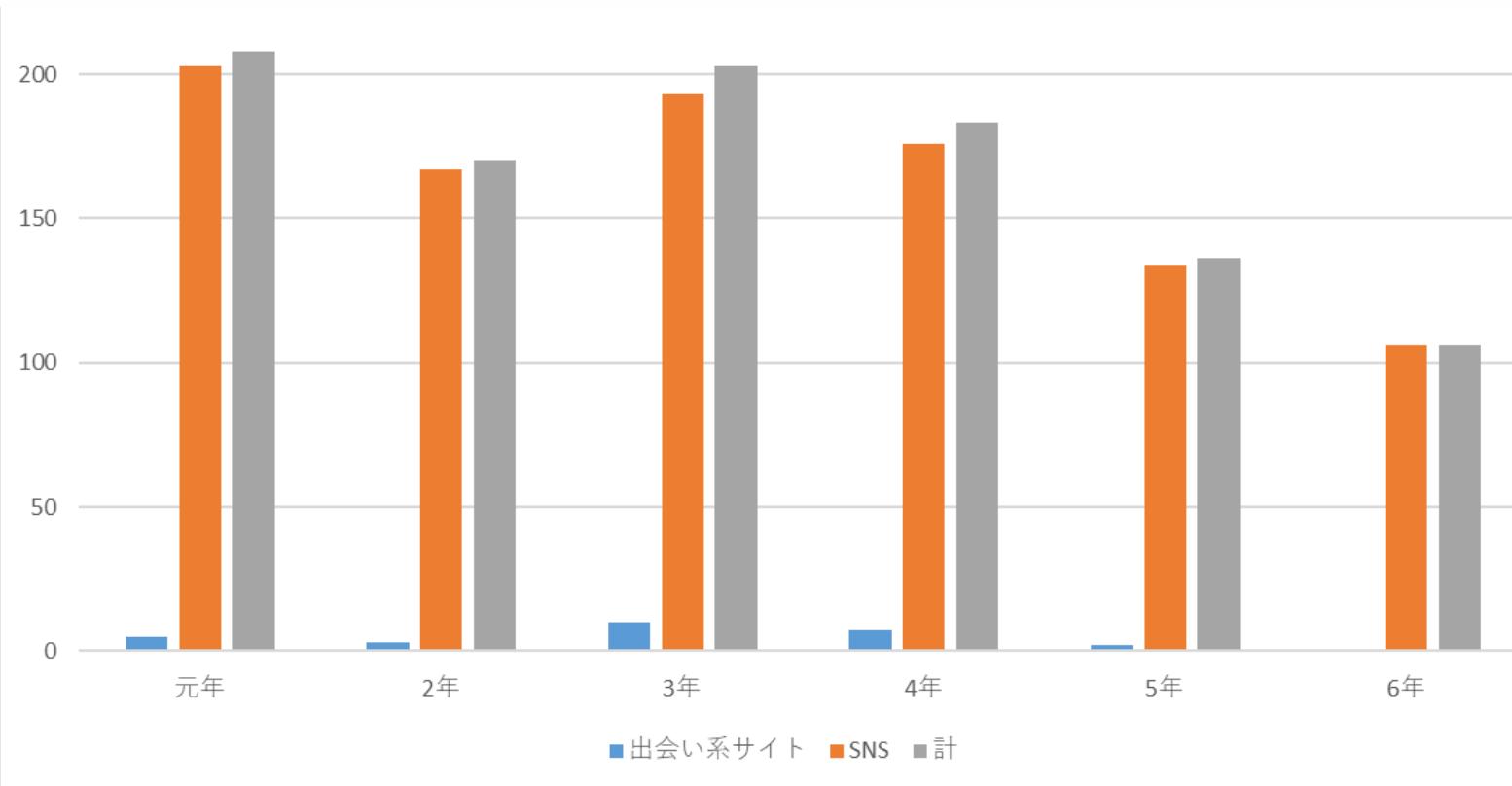


出典：少年非行の概要（令和6年中）より青少年課作成

SNSから犯罪被害にあった18歳未満の子ども（神奈川県）

出会い系サイト及びSNSに起因する事犯の被害児童の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出会い系サイト	5	3	10	7	2	0
SNS	203	167	193	176	134	106
計	208	170	203	183	136	106

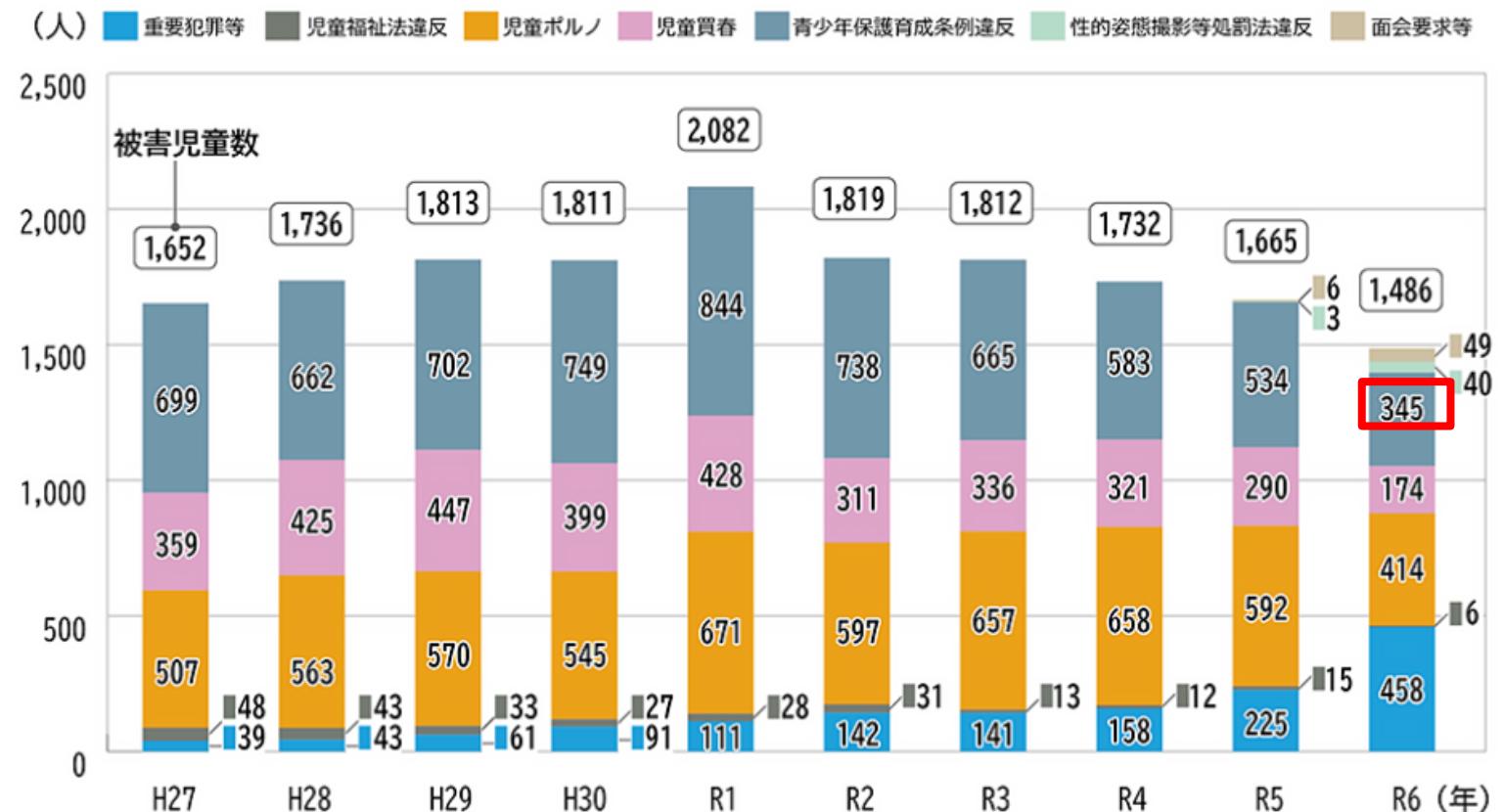


出典：青少年課作成

参考 神奈川県警HP インターネットを正しく使うためには

SNSから犯罪被害にあった18歳未満の子ども（全国）

被害児童数の推移



資料：警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」から政府広報室作成

被害に遭った子どもがSNSにアクセスする際に利用した端末については、スマホが圧倒的に多く令和6年（2024年）には全体の97.5%を占めています。

出典：政府広報オンライン（子どものスマホ利用を安全に！ネット犯罪から守るには？）

検討内容（案）

非行少年等の検挙・補導人数は減少傾向にあるものの、不良行為少年の人数（34,288人）は依然として高い水準である。

また、福祉犯による青少年の被害についても、SNSから犯罪被害にあう子どもが後を絶たず、面会要求や自画撮り被害を防止するために、青少年やその保護者等に対して普及啓発に引き続き取り組む必要がある。

これらの課題は情報化の進展に伴い、大人の目の届きにくい空間で発生しており、青少年が事件・事故に巻き込まれるなど、現在も青少年を取り巻く社会環境は複雑化、深刻化している。

こうした青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止する本条例の規定内容は、一層重要性を増していることから、現在でも必要な条例である。

2 有効性

～現行の内容で課題が解決できるか～

本条例で対応している課題

社会環境の整備の促進等（9条～23条）

- 有害興業（第9条）、有害図書（第10～14、17条）有害がん具類の指定等（第15、17条）、有害図書類等の自動販売機等の設置の届出（第16条）、有害広告物、有害広告文書の制限（第20、21条）（テレクラ）利用カードの販売等の禁止（第22、23条）

健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止等（24条～34条）

- 深夜外出の制限（第24、25条）、個室営業施設に係る制限等（第27条）、有害役務提供営業を営む者の禁止行為等（第27条）質受け、買受け等の禁止（第28条）、着用済み下着等の買受等の禁止（第29条）、入れ墨の禁止（第30条）、有害薬品類等の販売の禁止（第34条）
- みだらな性行為、わいせつな行為の禁止（第31条）、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第31条の2）、場所の提供等の禁止（第32条）、性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止（第33条）

インターネット利用環境の整備の促進等（第35条～第41条）

- インターネット利用に係る努力義務等（適切に活用する能力の習得、有害情報閲覧の防止、フィルタリング関係、事業者の説明義務）（第35～41条）

その他

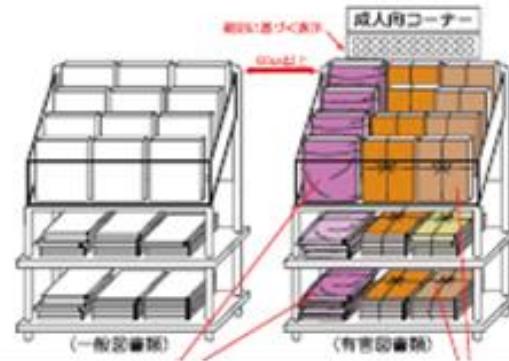
- 関係者の協力（第42条～49条）、神奈川県児童福祉審議会社会環境部会への諮問等（第50条）、雑則（第51、52条）、罰則（第53～55条）

社会環境の整備の促進

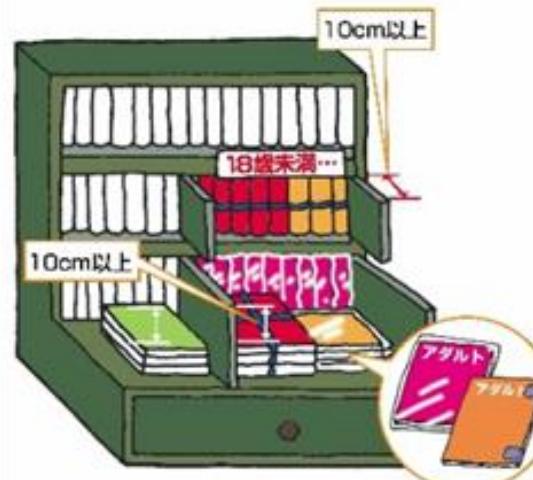
書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト販売店等の区分陳列（有害図書類）



間仕切りされた場所にまとめて陳列



ビニール包装又は紐かけをし、一般の棚から60cm以上離した棚



ビニール包装又は紐かけをし、かつ10cm以上張り出す仕切り板の間にまとめて陳列



従業員が常駐するカウンターの上又は内側

社会環境の整備の促進

家庭用ゲームソフトの販売に関する努力義務(第13条・第14条)

- 有害図書類に該当しないものでも、Z区分に区分されている家庭用ゲームソフトを、青少年に売ったり、貸したり、見せたりしないよう努めなければいけません。

年齢別レーティング制度について

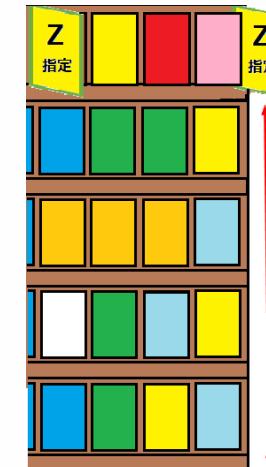
年齢別レーティング制度は、家庭用ゲームソフトに含まれる表現・内容により対象年齢を表示する制度で、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)が審査を行っています。マークはパッケージの表面左下部分に表示され、パッケージの背表紙にも帯色をつけて表示されます。



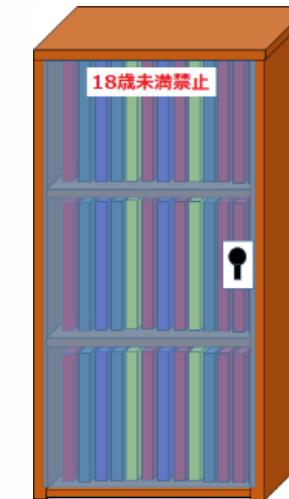
- CERO A 年令区分対象となる表現・内容は含まれておらず、全年齢対象である事を表示しています。
- CERO B 12才以上を対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。
- CERO C 15才以上を対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。
- CERO D 17才以上を対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。
- CERO Z 18才以上のみを対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。
(18才未満者に対して販売したり譲りしたりしないことを前提とする区分)

- 販売店等では、Z区分ゲームソフトの陳列に当たり、有害図書類の陳列方法で行うか、次のように努めなければいけません。

- ・150センチ以上の棚に仕切り板をもうけてまとめて陳列する
- ・施錠されたガラスケース内に陳列する



床から150cm以上の位置で、Z区分である旨を記した仕切り板の間にまとめて陳列

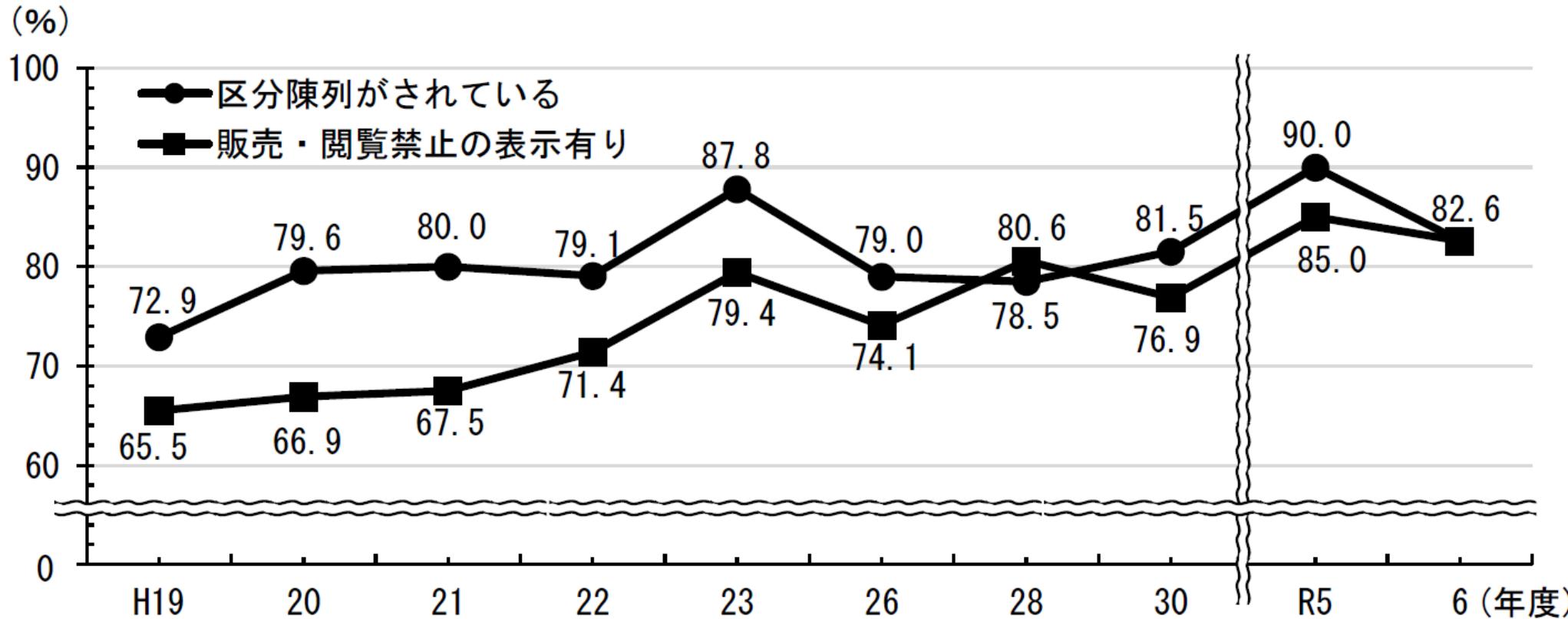


施錠されたガラスケースに収納

社会環境の整備の促進

令和6年度社会環境実態調査（書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト販売店）

図2 条例の順守状況の推移【書店】



※ 平成26～30年度は、隔年で実施。

※ 令和2～4年度は、新型コロナの影響により、調査の休止または調査規模の縮小により調査件数が例年と大きく異なるため、グラフから省略している。

有害がん具類の指定及び販売等の禁止（第15条）

- 知事は、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのあるがん具や、性的感情を著しく刺激するがん具などを、有害がん具類として指定することができます（個別指定）。

※指定されているもの

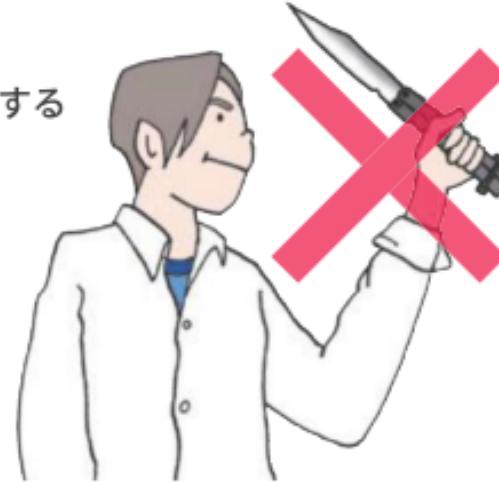
バタフライナイフ（平成10年3月）

エアソフトガン（平成18年2月）※威力0.135ジュールを超えるもの

- 次のいずれかに該当するものは指定しなくても有害がん具類となります（包括指定）。

- ・性器を模したがん具（いわゆる大人のおもちゃ）
- ・使用済み下着又はそう表示されたもの

- だれでも、有害がん具類を青少年に売ったり、与えたり、見せたりなどしてはいけません。
(30万円以下の罰金)



社会環境の整備の促進

保護者同伴による深夜外出の制限



深夜営業施設の立入制限



深夜の青少年立入禁止の表示義務

※推奨規格は、縦60センチメートル、横15センチメートル
神奈川県青少年保護育成条例により
18午後11時以降は、保護者同伴であつても
18歳未満の方の入場をお断りします

社会環境の整備の促進

個室営業施設における
指定後の制限（青少年の立入、
業務への従事の禁止等）



有害役務提供営業の制限（青少年の立入、業務への従事の禁止等）

有害役務提供営業とは

「リフレ」

主に異性の客に接触し、または接触させる営業（ハグ、添い寝、ひざ枕、プロレス技など）

「見学」「撮影」「作業所」

個室等で、主に異性の人の姿態を見せる（撮影させる）営業

「JK喫茶」「ガールズバー」

主に異性を接客する飲食店営業で、学校の制服で接客するものなど

「コミュニケーション」「JK散歩」

主に異性の客と会話または遊興させる営業

「その他」

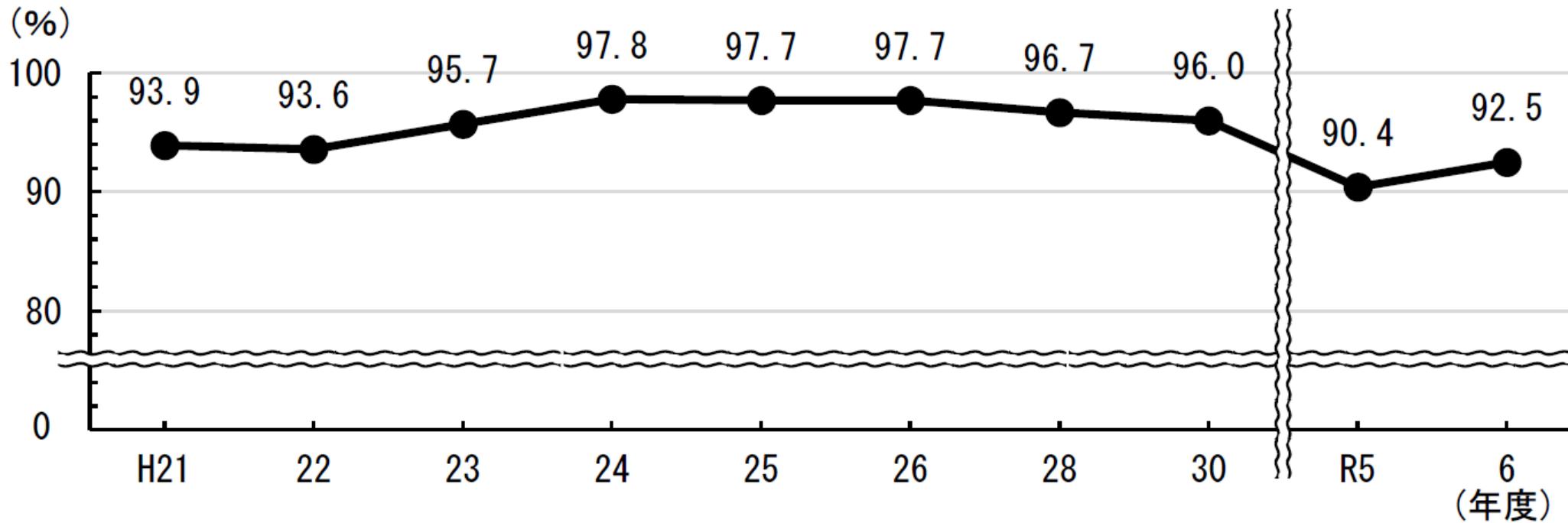
従業員が水着、レオタードなど体のラインを強調する姿、下着が容易に見える姿で、主に異性の客を接客する営業



社会環境の整備の促進

令和6年度社会環境実態調査（カラオケ店※個室営業施設の状況）

図1 条例の順守状況の推移



※ 平成26年度以降は隔年で実施。

※ 令和2～4年度は、新型コロナの影響により、調査の休止または調査規模の縮小により調査件数が例年と大きく異なるため、グラフから省略している。

健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止

(2) 神奈川県青少年保護育成条例違反

令和6年中における本県の青少年保護育成条例違反の検挙人員は60人で、前年に比べ16人(21.1%)減少しており、違反態様別ではみだらな性行為等が46(76.7%)と最も多くなっています。

		神奈川県青少年保護育成条例違反検挙状況 (人)					
		総 数	みだらな性行為等	深夜同行	質受け・ 買い受け	有害玩具販	その 他
6年	総 数	60	46	12	0	0	2
	構成比(%)		76.7	20.0	0.0	—	3.3
5年	総 数	76	70	3	0	0	3
増 減 数	▲ 16	▲ 24	9	0	0	▲ 1	
増 減 率 (%)	▲ 21.1	▲ 34.3	300.0	—	—	▲ 33.3	

出典：少年非行の概要（令和6年中）
神奈川県警察本部

インターネットの利用環境の整備の促進

全国の状況

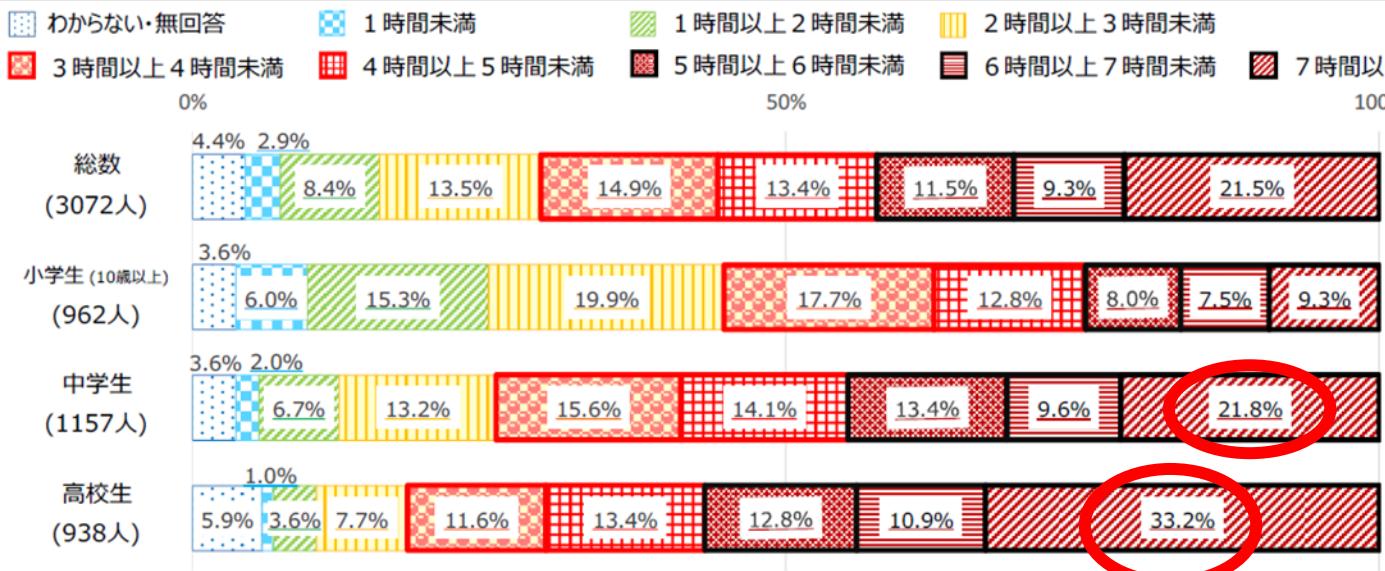
概要10 青少年のインターネットの利用状況 - 4 (利用時間)

15

いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計

- インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ約5分増加し、約5時間2分。
高校生は、約6時間19分。中学生は、約5時間2分。小学生（10歳以上）は、約3時間44分。
- 目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、約3時間1分。

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計／平日1日あたり）



	令和6年度			令和5年度			令和4年度		
	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合
	302.3分 (約5時間2分)	70.7%	42.3%	296.9分 (約4時間57分)	70.8%	40.1%	280.5分 (約4時間41分)	67.3%	37.4%
	223.9分 (約3時間44分)	55.2%	24.7%	226.3分 (約3時間46分)	57.3%	24.0%	213.7分 (約3時間34分)	52.7%	24.2%
	302.3分 (約5時間2分)	74.4%	44.8%	282.1分 (約4時間42分)	71.8%	39.7%	277.0分 (約4時間37分)	69.9%	36.7%
	379.4分 (約6時間19分)	81.9%	56.8%	374.2分 (約6時間14分)	81.4%	54.4%	345.0分 (約5時間45分)	78.0%	50.2%

出典：子ども家庭庁ホームページ 青少年のインターネット利用環境実態調査

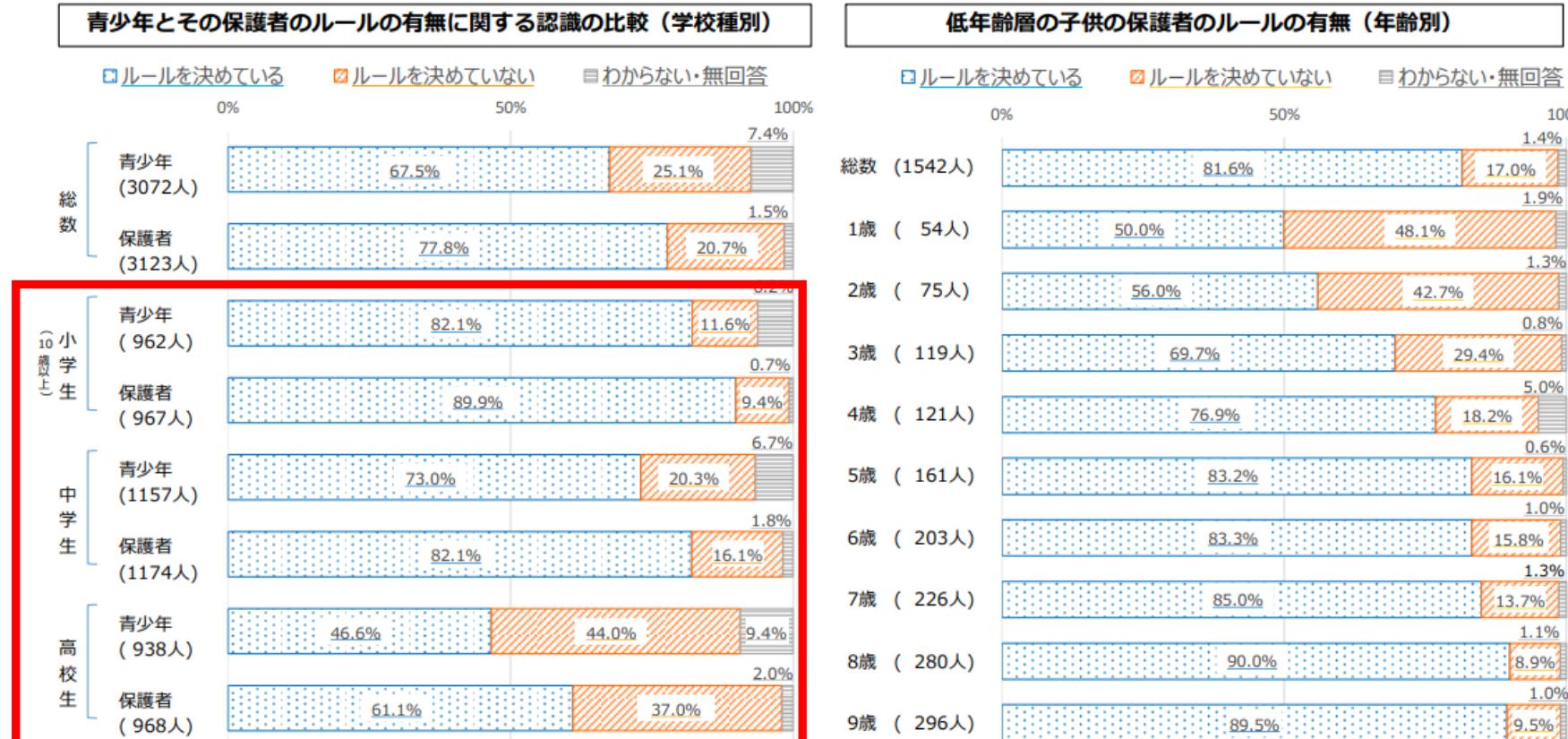
インターネット利用環境の整備の促進

全国の状況

概要13 インターネット利用に関する家庭のルールの有無

インターネットを利用していると回答した青少年、子供がインターネットを利用していると回答した保護者及び低年齢層の子供の保護者をベースに集計

- 低年齢層の子供の保護者の中、「ルールを決めている」との回答は81.6%で、子供の年齢が上がるとともに割合は増加傾向。
- 他方で、学校種が上がるにつれて、「ルールを決めていない」との回答が増え、青少年と青少年の保護者の「ルールの有無に関する認識のギャップ」も拡大傾向。



(注1) インターネットを利用していると回答した青少年及び子供がインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。

(注2) 低年齢層の子供の保護者の家庭でのルールについて、0歳(7人)は、回答数が少ないため図示しない。

※（人）の数字は回答者数を示す。

(青少年 Q6-1、青少年の保護者 Q3-1、低年齢層の子供の保護者 Q6-1)

出典：子ども家庭庁ホームページ 青少年のインターネット利用環境実態調査

インターネット利用環境の整備の促進

全国の状況

概要14 子供のインターネット利用に関する保護者の取組 - 1 (青少年の保護者)

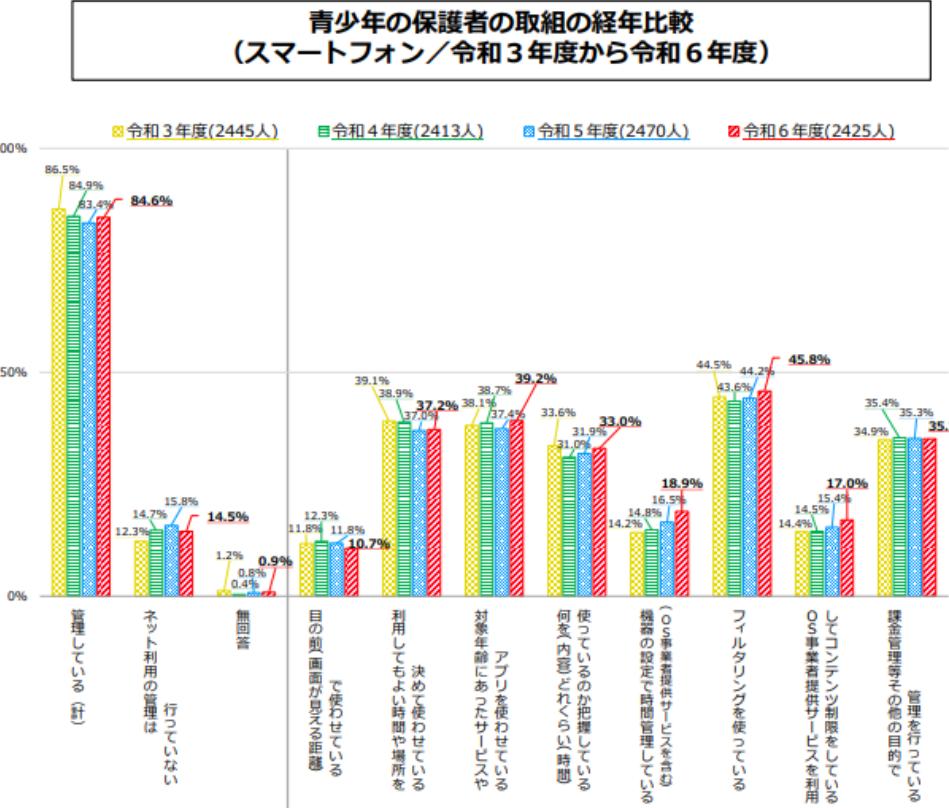
子供が「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年の保護者をベースに集計

- 子供がスマートフォンを利用する青少年の保護者の84.6%がいずれかの方法で子供のネット利用を管理していると回答。
- 実施している取組は、フィルタリング(45.8%)、対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている(39.2%)、利用してもよい時間や場所を決めて使わせている(37.2%)が上位。

青少年の保護者の取組 (スマートフォン/令和6年度)

青少年の保護者の取組の経年比較 (スマートフォン/令和3年度から令和6年度)

	管理している(計)	ネット利用の管理は行っていない	無回答	目の製画面が見える距離で使わせている	決めて使わせている時間や場所を決めて使わせている	対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている	何食内容どれくらい時間で使っているのか把握している	機器の設定で時間管理している	OS事業者提供サービスを経由してコンテンツ制限をしている	OSS事業者提供サービスを利用	フィルタリングを使っている	課金管理等その他の目的で管理を行っている
総数(2425人)	84.6%	14.5%	0.9%	10.7%	37.2%	39.2%	33.0%	18.9%	45.8%	17.0%	35.2%	
小学生・保護者(10歳以上)(467人)	95.1%	3.4%	1.5%	22.7%	56.7%	47.5%	54.0%	28.7%	52.7%	19.9%	35.3%	
中学生・保護者(993人)	91.0%	8.2%	0.8%	10.4%	46.7%	45.1%	38.4%	24.7%	52.3%	21.1%	38.1%	
高校生・保護者(952人)	73.4%	25.9%	0.6%	5.4%	18.2%	29.4%	17.5%	8.4%	36.0%	11.6%	32.2%	



(注) 子供が「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年の保護者をベースに集計。

出典：子ども家庭庁ホームページ 青少年のインターネット利用環境実態調査
※（人）の数字は回答者数を示す。（青少年の保護者 Q4-1）

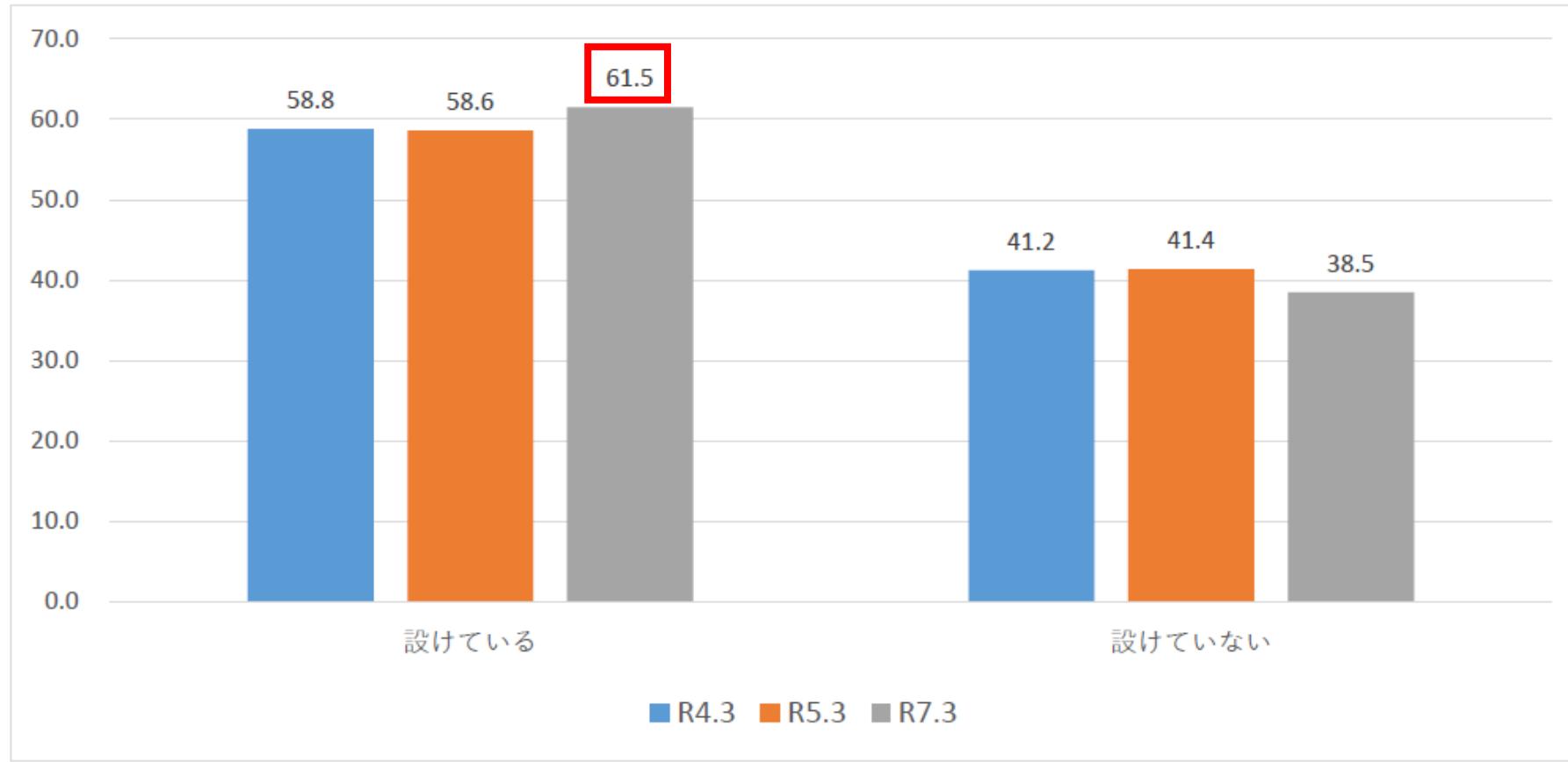
インターネット利用環境の整備の促進

神奈川県の状況

(携帯電話端末等の使用のルール設定の有無)

S Q 7 あなたはあなたのお子さまと、インターネットの利用について家庭でルールを設けていますか（保護者が管理する等を含む）。

(単位：%)



出典：神奈川県ホームページ 令和6年度青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関するウェブ調査

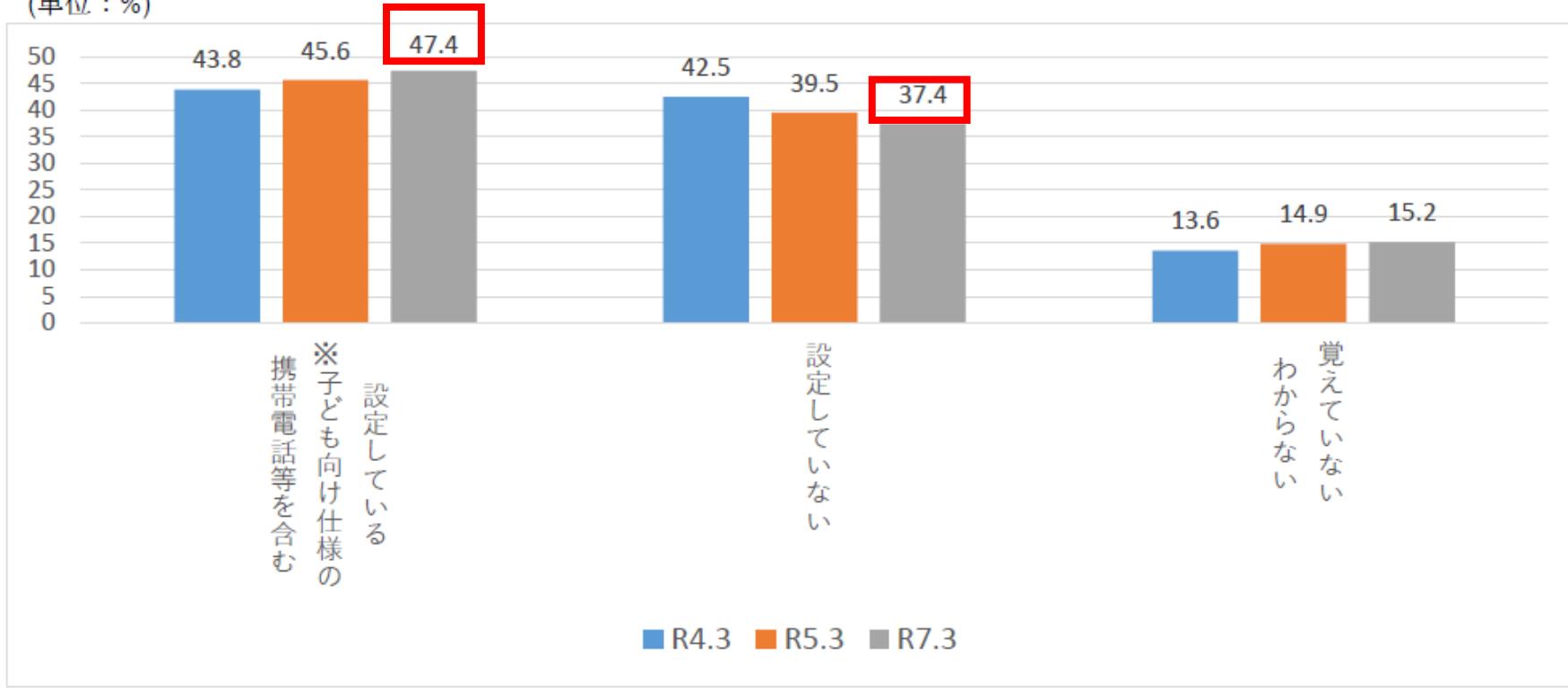
インターネット利用環境の整備の促進

神奈川県の状況

(青少年の携帯電話端末等利用へのフィルタリング設定の有無)

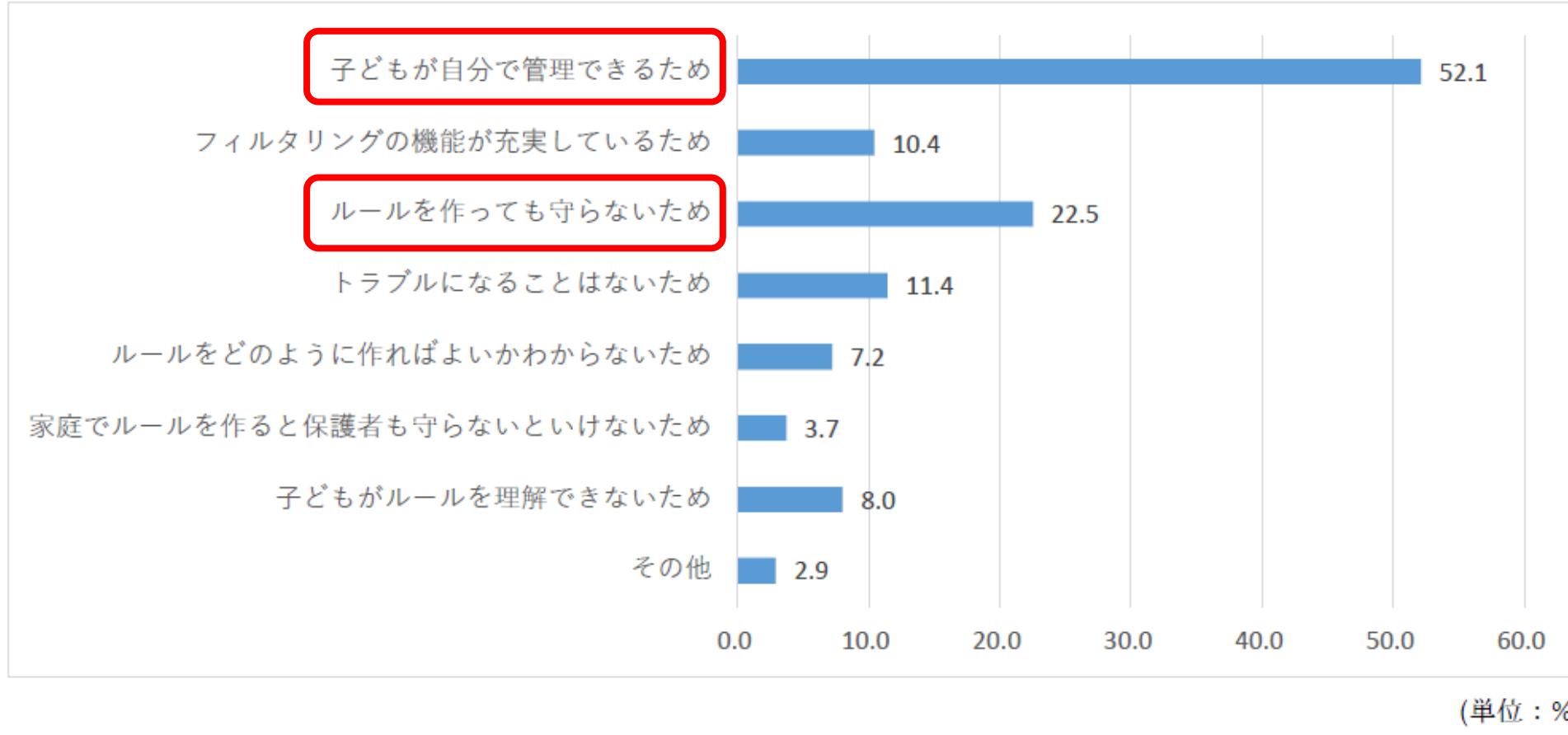
S Q11 あなたは、あなたのお子さまが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用する際に、フィルタリングを設定していますか。

(単位 : %)



フィルタリングを設定していない理由

<R7.3 の調査結果>



2025年10月1日「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」施行

豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例

2025年9月22日「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」案が豊明市議会で賛成多数により可決され、10月1日に施行されました。

豊明市では、市民の皆様が健やかに日々を過ごしていただきたいと願い、今回の条例を制定いたしました。睡眠時間がとれており生活のリズムが皆様お一人おひとりにあったものとなっているか、この機会に見つめなおしてみませんか。

市で様々な部署が一丸となり、皆様の生活がより良いものとなりますよう様々な側面から啓発や支援を続けていきます。

条例制定の目標は、次のようなものです。

「睡眠時間」の確保

条例の最大の目的は市民の皆様の適切な睡眠時間の確保です。厚生労働省は小学生9~12時間、中・高生8~10時間、成人も6~8時間の睡眠時間確保を推奨しています。特に子どもの場合には心身の成長に十分な睡眠時間が欠かせません。

スマートフォン等の過剰使用により適切な睡眠時間が削られていないかセルフチェックし、もし削られているようなら特に夜間の使用を少しでも抑えるよう、まずは自分のなかでルールを決めていただければ幸いです。

参考 直近の他自治体の動向（愛知県豊明市）

1日2時間以内は「余暇時間」が対象。あくまで目安

余暇時間は、仕事や学習を除くのはもちろん、通勤通学時間等も除いた自由に使える時間帯です。また、あくまで2時間以内は目安にすぎず、睡眠時間や家族との会話等に支障がないのであれば、2時間が3時間、4時間になつても構わないと市は考えています。市民の皆様の権利を制限するものではなく、一律に1日2時間以内を市民の皆様に求めることはありません。

家族間でルールをつくるときは、互いに納得できるルールを

条例はスマートフォン等の使用について子どもだけでなく、保護者も含めた家庭でのルールを決めるよう促すとしています。このルールづくりにあたり、例えば保護者が一方的に子どもに対してルールを押し付けても子どもは納得せず、ルールを守らないでしょう。「この範囲ならやれそう」と各自が納得でき、今より改善できそうなルールづくりに向けてまずは話し合いをしましょう。

市民の監視や権利の制限を目的としません

条例の制定にあたり「スマートフォン等は便利な機器であり、今や生活に欠かせない必需品」だと理解しています。ゲームやSNSの機能も何ら否定していません。趣味に興じたり、遠くにいる誰かと連絡をとったりするのにもスマートフォンは便利なツールです。

また当然ですが、市民の皆様の生活に行政が踏み込むことや指導することもありません。「2時間を超えたらだめ」と一律に2時間を基準に互いを監視する必要は全くなく、また意味のないことですので控えてください。

参考 直近の他自治体の動向（鳥取県）

令和7年7月

青少年の保護者の皆さまへ

子どもたちを犯罪などの被害者にも加害者にもさせないために 鳥取県青少年健全育成条例を改正

しました

one



保護者、学校関係者及び関係団体は

青少年（18歳未満の子ども）がSNSを利用する際、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等に遭わないよう、SNSの適切な利用方法を指導していただくようお願いします。

two



保護者は

次に掲げる事項について、青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロール（※）を適切に実施してください。

- ・いわゆる閲覧を募集する広告やオンラインカジノなどに誘引する有害情報の閲覧および視聴を防止すること
- ・SNSアプリについて、保護者が同意したものに限り利用できるようにすること

（※）ペアレンタルコントロールとは……

「あんしんフィルター」などの青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、有害サイトへのアクセスや利用できるアプリ、スマートフォンの利用時間を制限すること。

three



いかなる人も

児童ポルノ等の作成・製造・提供をしてはいけません。

児童ポルノには、生成AI等を利用して実在する青少年の顔画像を加工したもの（いわゆるディープフェイクポルノ、性的ディープフェイク）を含みます。

違反した場合、

- ・5万円以下の過料
- ・氏名等の公表

の対象となる場合があります。

four



いかなる人も

青少年が賭博（オンラインカジノを含む。）や犯罪行為を行う機会をインターネットにより提供してはいけません。（いわゆる閲覧広告（犯罪実行者募集情報）をネット上に掲載する行為もこれに該当します。）

five



県は

青少年や保護者からの相談に対応するための体制を整備し、関係者に対し必要な周知・啓発を行います。

SNSトラブル・ネット利用について悩んだときは、
こちらにご相談ください
青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口
☎0857-26-7798
✉seishouensoudan@pref.tottori.lg.jp



条例改正の詳細

令和7年8月4日施行の条例改正の概要

（1）児童ポルノ等の作成、製造、提供の禁止 / 罰則の追加

- 知事は、青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をした者に対して、期限を定めて、当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 知事は、1による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができるものとする。この場合、当該公表による青少年の心身への影響に十分配慮するものとする。
- 青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をしたときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。
- 1の命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

■不健全図書から8条指定図書類に名称変更（令和6年9月）※条例改正ではない

都民安全総合対策本部

Office for Comprehensive Promotion of Citizen Safety

局の分野別

組織情報

採用情報

届出・申請

地域活動・多文化共生

男女平等参画

法人の認定等

パスポート

消費生活

私立学校

文

[生活文化局トップ](#) > [都民安全](#) > [若年支援](#) > [青少年健全育成条例の運用](#) > 8条指定図書類※、8条指定がん具類

8条指定図書類※、8条指定がん具類・刃物一覧

更新日：2025年5月7日

※ 青少年（18歳未満）が容易に手に取り、中身を見たり購入したりできないように、個別包装や他の図書類と分けて販売するよう指定したものです。成人の方への販売・購入は可能です。

青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類の取扱いについて

検討内容（案）

本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、条例が遵守され、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為やその環境から青少年を保護するという目的について一定の効果が上がっている。

そのため、現在でも本条例は有効に機能していると考えられるが、他の自治体の状況や法律の改正、社会環境の変化を踏まえ、随時検討していく必要がある。

また、インターネット・SNSの青少年の利用については、フィルタリングやペアレンタルコントロールの設定など、引き続き周知啓発に取り組む必要がある。

3 効率性

～現行の内容で効率的と言えるか～

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

2 この条例による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ行うべきであつて、いやしくも、これを濫用し、日本国憲法の保障する国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。



必要最小限度の規制により効率的な運用がなされているか

有害図書類一覧(個別指定)

図書類の種類	図書類の名称	発行所等	指定日
書籍	完全自殺マニュアル	株式会社太田出版	平成11年10月22日
ディー・ブイ・ディー	グランド・セフト・オートIII	株式会社カプコン	平成17年6月7日
書籍	マリファナ・X	株式会社第三書館	平成25年2月8日
書籍	マリファナ・ハイ	株式会社第三書館	平成25年2月8日
書籍	大麻大百科	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	ドラッグの教科書	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	ドラッグの万華鏡	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	コーヒーショップで大麻を一服	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	危ない薬	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	続・危ない薬	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	悪い薬	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	MDMA大全	株式会社データハウス	平成25年2月8日
書籍	激裏情報@大事典 GEKIDAS VOL. 3	株式会社三才ブックス	平成25年2月8日
書籍	激裏情報@大事典 GEKIDAS VOL. 4	株式会社三才ブックス	平成25年2月8日
雑誌	図解アリエナイ理科ノ教科書 改訂版	株式会社三才ブックス	平成25年2月8日
書籍	ヤバイ植物の育て方	株式会社太田出版	平成25年2月8日

有害図書類（包括指定の例示※掲載は一部分）

《包括指定》有害図書類の例示

(令和2年12月調査)			
種別	図書類名	発行所等	雑誌コード等
雑誌・書籍	少女淫交動画専門誌 インディーズ・ネット 2021年1月号	(株)エクストラゴー	01737-01
雑誌・書籍	うぶろりエッチ！潮吹き神イカせ！！	インフォメディア(株)	01812-12
雑誌・書籍	美少女モデル即パコ生撮り！	(株)ブレインハウス	18616-11
雑誌・書籍	眼鏡さんは塩対応	(株)少年画報社	50058-66

※例示通知：コンビニや県民から要望があり、包括指定に該当する図書を参考に通知する制度を児福審で審議の上、発足（平成13年3月）
コンビニ等で成人向け雑誌等の販売の原則中止の発表やネットの普及とともに有害環境も大きく変化していることを踏まえ、児福審で審議の上、令和3年度休止

【包括指定の基準】

- 施行規則で定める卑わいな姿態、性交若しくはこれに類する性行為等を描写した写真や絵が、表紙を含めて20ページ以上又は全体の5分の1以上掲載されている書籍や雑誌。
- ビデオテープやDVD、ゲームソフトなどで、上記と同様の描写が合わせて3分を超えるもの又は20場面以上あるものは、自動的に有害図書類となります。

社会環境実態調査の概要

	概要	備考
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成に影響の大きい各種営業や媒体の販売状況等の実態を把握 地域の環境浄化の取組 条例改正に向けた基礎データの取得 条例改正後の遵守状況の把握 等 	<ul style="list-style-type: none"> 23時～4時までの青少年の利用制限 青少年にとって有害な施設であれば条例に基づき有害業務提供施設指定 児童買春や性犯罪など福祉犯の温床となるのを防ぐ
開始年度	昭和51年度	
調査対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> カラオケ インターネットカフェ、まんが喫茶 書店、古書店 コンビニエンスストア 複合店、映像、ゲームソフト取扱店（Z区分ゲームソフト） ドラッグストア 	<ul style="list-style-type: none"> 深夜営業している施設 個室等営業施設（内鍵が閉まる個室） 風営法対象施設は除いている
調査者	青少年育成関係者（青少年指導員、青少年相談員等）や市町村職員が対象店舗を訪問し、聞き取りや視認	
調査時期	7月から9月までの3か月間	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」を含む

社会環境実態調査の概要

調査対象店舗	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
カラオケボックス	31	25	—	46	81
インターネットカフェ・まんが 喫茶	—	24	76	77	—
書店	227	8	—	61	60
古書店	—	1	—	—	
複合店、映像・ゲームソフト取 扱店	—	20	—	59	52
コンビニエンスストア	—	7	—	187	—
ドラッグストア	—	—	212	69	—
計	258	85	288	499	193

立入調査とは

- 立入調査は、条例の規定が適正に運用されているか確認し、青少年の被害を防止するために必要な行政指導等の措置を講じるために行うもの
- 犯罪捜査を目的としたものではないため、調査にあたっては、相手側の任意の協力を得られるように必ず承諾を得て実施
- 県青少年課、県政総合センターが実施（一部対象店舗については事務処理特例により市に権限移譲）
- 有害役務提供営業施設については県警とも連携

令和6年度調査

	立入調査実績	指導実績
青少年保護育成条例 ・書店等 ・ゲームソフト販売店 ・個室営業施設（ネットカフェ、カラオケ等） ・有害役務提供営業施設 等々	240	55

検討内容（案）

本条例は、目的を達成するための必要最小限度の規制を内容としている。また、青少年課及び各地域県政総合センターの職員が、必要に応じて規制対象店舗に対する立入調査などを実施して条例の遵守を指導するとともに、取締機関である警察においても十分な体制がとられていることから、現在でも効率的に機能している。

4 基本方針適合性

～県政の基本的な方針に適合しているか～

新かながわグランドデザイン実施計画



4 健全育成を支える地域社会づくり

130 青少年が健全に育つ環境の整備

- 「青少年保護育成条例」に基づく関係機関と連携した県民総ぐるみの社会環境健全化運動
- 青少年をとりまく社会環境の健全化に向けたスマートフォン等の適正利用の促進などの取組
- 青少年の喫煙や飲酒を防止するしくみづくり

かながわ子ども・若者みらい計画（主要施策）

（2）子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

① 携帯電話やインターネットの安全・安心な利用に係る指導及び啓発の推進

青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を促進するとともに、青少年の保護者を対象に、リーフレット等によるインターネットの適切な利用やスマートフォンの特性や危険性に関する周知・啓発を行い、青少年の有害情報の閲覧防止や犯罪被害防止を図ります。

また、企業協力による携帯電話教室の実施を通して、子どもたちが携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、安全・安心にインターネットを利用できるよう啓発を図ります。



（3）子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

④ 新たに出現する多様な課題への対応

SNS等を通じて知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿の写真を要求される「自画撮り被害」等への対策として、神奈川県青少年保護育成条例において青少年に対し児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止し、被害防止を図ります。

検討内容（案）

本条例は、**新かながわグランドデザイン実施計画**の主要施策

4 健全育成を支える地域づくり「130青少年が健全に育つ環境の整備」

及び

かながわ子ども・若者みらい計画の主要施策

「(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備」、

「(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策」

を実現するためのものであるから、県の基本方針に適合している。

⑤適法性 ～憲法や法令に抵触しないか～

岐阜県青少年保護育成条例違反事件

平成元年9月19日最高裁判決（岐阜県青少年保護育成条例違反事件）

＜争点＞

有害図書の販売規制が、表現の自由や検閲を禁止した憲法第21条に違反するか。

〔判決要旨〕

条例の定める有害図書が青少年の健全育成に有害であることは、社会共通の認識である。特に、自動販売機の場合、昼夜を問わず、売手と対面せずに購入できることなどから、書店販売よりも弊害が一段と大きい。

図書の内容によっては、審議会を経ずに有害図書に指定（包括指定）することも必要性があり、かつ合理的であるというべきであり、有害図書の自動販売機の収納まで禁じた条例は、成人に対する図書の流通を幾分制約することになるものの、有害環境の浄化には、やむをえない規制であり、表現の自由に違反しない。

出典：神奈川県青少年保護育成条例の解説（令和5年3月）

平成6年6月10日四日市簡易裁判所（三重県青少年健全育成条例違反事件）

＜争点＞

- 1 青少年の健全な育成に有害であるとして有害図書の自動販売機への収納を禁止することが憲法第21条第1項に違反するか。
- 2 青少年の健全育成と有害図書との因果関係が不明確ではないか。
- 3 有害図書等の包括指定が事前抑止の禁止に抵触するか。
- 4 包括指定とその運用が憲法第21条第1項に違反するか。

[判決要旨]

1 表現の自由は、民主主義の基礎をなす極めて重要なものであるが、絶対無制限なものではなく、その濫用が禁ぜられ、公共の福祉の制限の下に立つものであることは明らかである。

そして現在では、本条例の定めるような有害図書が、一般に精神的に未熟な青少年の健全な育成に有害であることは、社会共通の認識になっているといってよく、自動販売機による有害図書類の販売は、心理的に購入が容易であり、昼夜を問わず購入できること、有害図書が街頭にさらされているため購入意欲を刺激しやすいことなど、書店における販売より弊害が大きく、本条例による規制の必要があり、合理性に欠けるものということはできない。

平成21年3月9日最高裁判決（福島県青少年健全育成条例違反事件）

＜争点＞

監視センターにおける操作などにより、客が18歳未満でないことを監視して確認できる機器まで規制するのは、憲法21条1項、22条1項、31条に違反するか。

〔判決要旨〕

1 本条例に定めるような有害図書類が、一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼすなどして、青少年の健全な育成に有害であることは社会共通の認識であり、これを青少年に販売することには弊害があるということができる。

（略）

その結果、青少年以外の者に対する関係においても、有害図書類の流通を幾分制約することはなるが、それらの者に対しては、書店等における販売等が自由にできることからすれば、有害図書類の「自動販売機」への収納を禁止し、その違反に対し刑罰を科すことは、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境を浄化するための必要やむを得ないものであって、憲法21条1項、22条1項、31条に違反するものではない。

検討内容（案）

本条例の性格上、憲法で保障される表現の自由、営業の自由に関する規制もあるが、「青少年の健全育成」という公共の福祉のため必要最小限度の規制であることから、違法性はない。

見直し結果（案）部会長と相談

本条例の改正・廃止や運用の変更について緊急対応の必要性はない。

〔理由〕

ただちに改正や変更の必要はないが、他の自治体の状況や法律の改正、社会環境の変化を踏まえ、運用の改善等を隨時検討していく必要がある。

【近年の条例改正】

- 令和7年3月 刑法等の一部を改正により「懲役」を「拘禁刑」に改正
(令和7年6月1日から施行)
- 令和5年11月 刑法改正により「強制性交等」の表現の変更 (令和5年11月17日)
- 令和4年9月 博物館法改正による条ズレ対応 (令和5年4月1日から施行)
- 3月 婚姻による成年擬制規定の廃止 (令和6年4月1日から施行)
電磁的記録媒体の例示削除 (令和4年3月29日施行)